

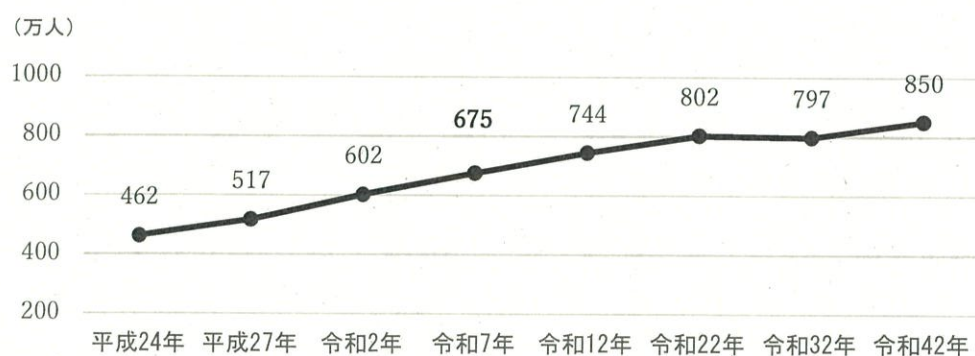
第2章 成年後見制度を取り巻く状況

1. 成年後見制度の全国的な傾向

(1) 対象者の推移

① 認知症患者数の将来推計（全国）

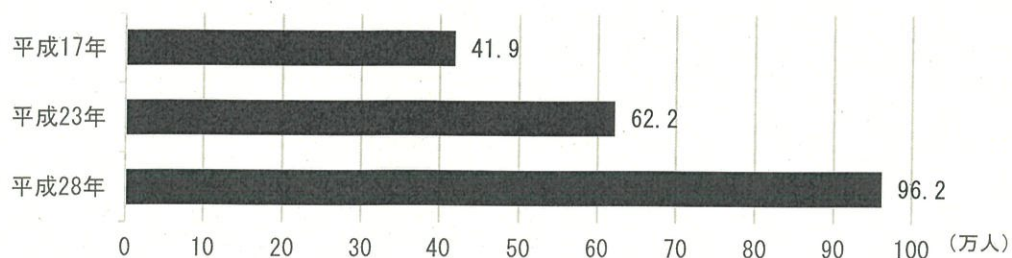
認知症患者数の将来推計は、令和7年に675万人となっており、その後も更なる増加が見込まれています。



(出典：厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況(令和4年8月)」)

② 療育手帳者数の推移（全国）

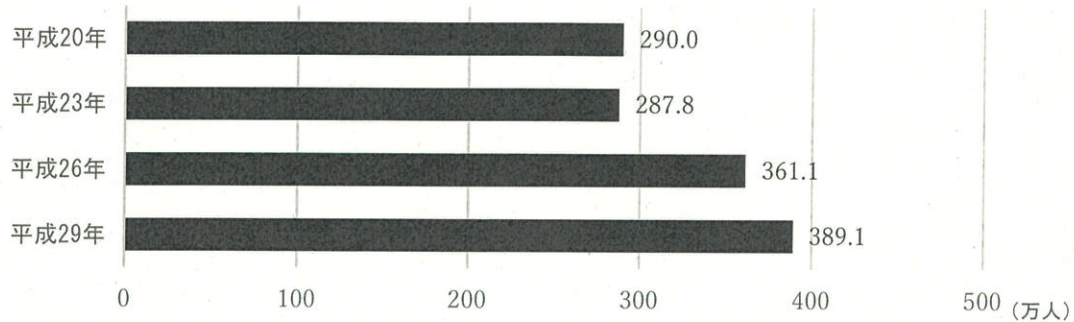
知的障がい者は増加しており、約10年間で約54万人(約2.3倍)増加しています。



(出典：厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」(～平成17年)厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(平成23年～)を基に作成)

③精神障がい者数の推移（外来・全国）

精神障がい者も増加しており、約10年間で99万人（約1.3倍）増加しています。

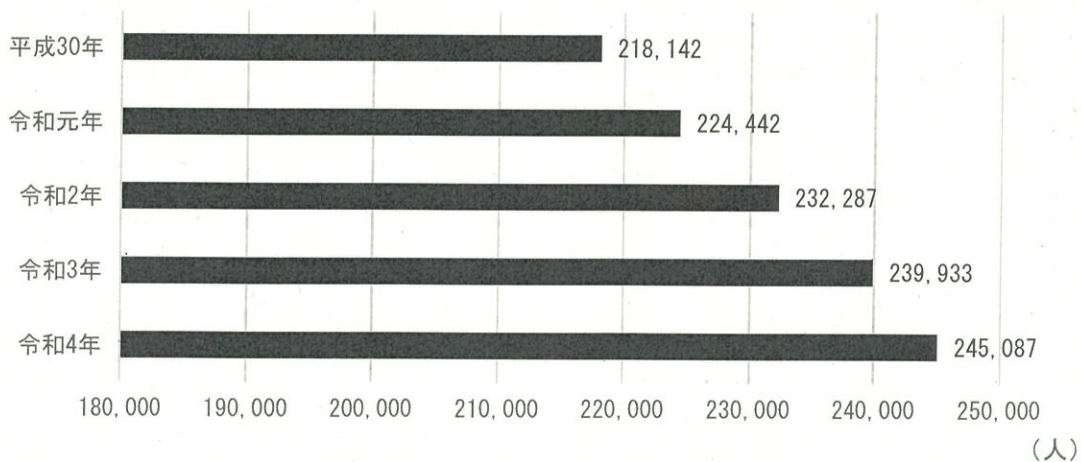


(出典：厚生労働省「患者調査」)

(2) 成年後見制度の利用状況

①成年後見制度の利用者数の推移（全国）

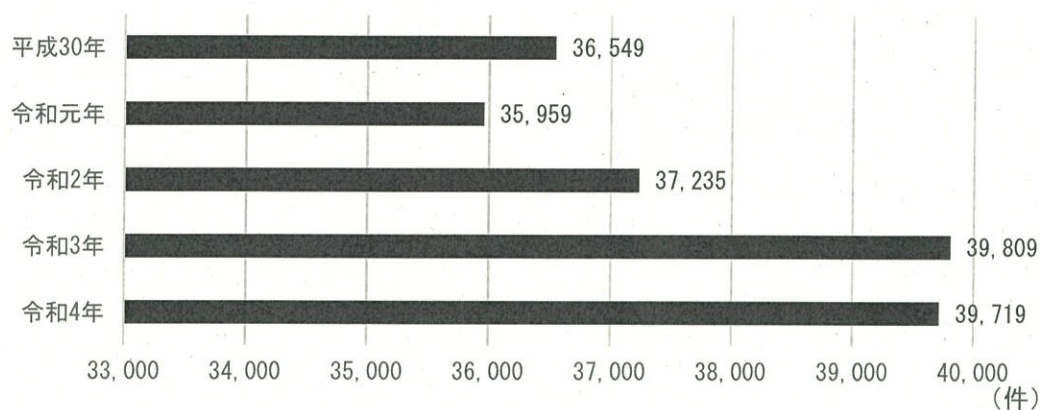
令和4年12月末日時点における成年後見制度の利用者数は、245,087人で、日本の総人口※（令和5年1月1日時点）に占める利用者数の割合は0.19%です。また、福岡県では9,754人となっています。（※総人口：1億2467万人）



(出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」)

②過去5年間における申立て件数の推移（全国）

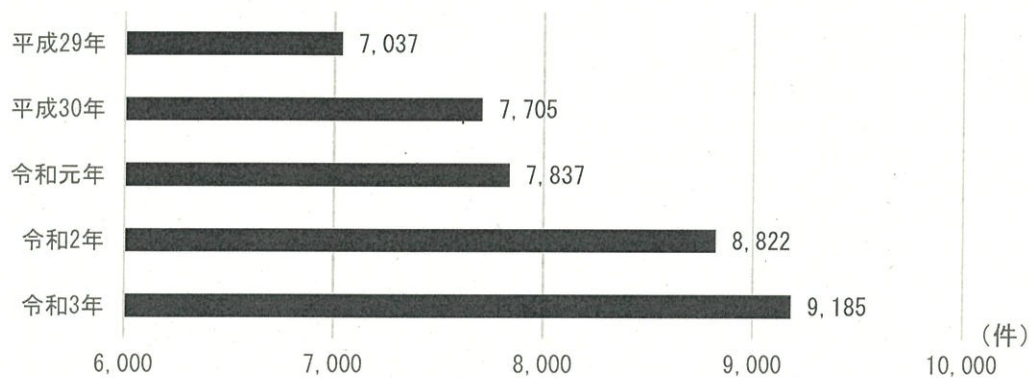
過去5年間における各年度の申立て件数の推移をみると、36,000件前後で推移しており、令和3年からは40,000件近くになっています。



(出典：最高裁判所事務総局「成年後見関係事件の概況」)

③市区町村長申立ての推移（全国）

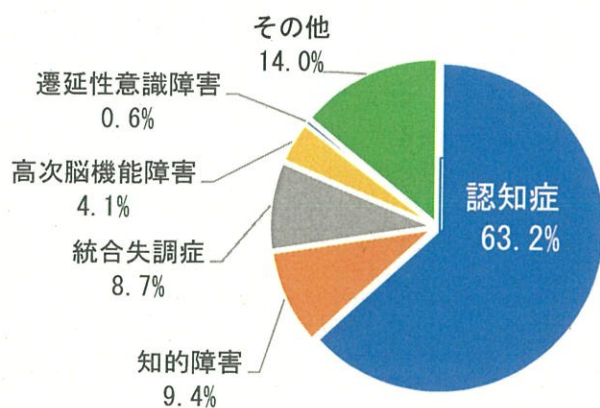
市区町村長申立て件数の推移をみると、申立て件数は増加傾向にあり、過去5年間で約1.3倍となっています。また、令和3年は全体の約23%となっています。



(出典：厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する背景の状況（令和4年8月）」)

(3) 申立ての理由

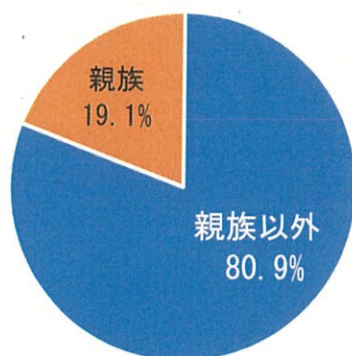
申立ての理由は、認知症が63.2%を占めています（令和4年度）。



(出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」)

(4) 成年後見人等の受任者

本人から見た成年後見人等の受任者の割合は、親族以外の第三者（弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、社会福祉法人等）が受任する割合が、約80.9%を占めています。

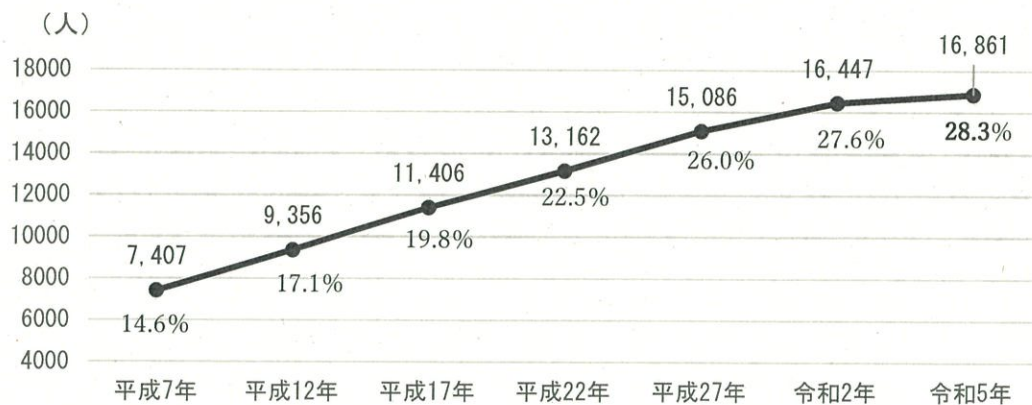


(出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」)

2. 成年後見制度に関する本市の状況

(1) 高齢者数及び高齢化率の推移

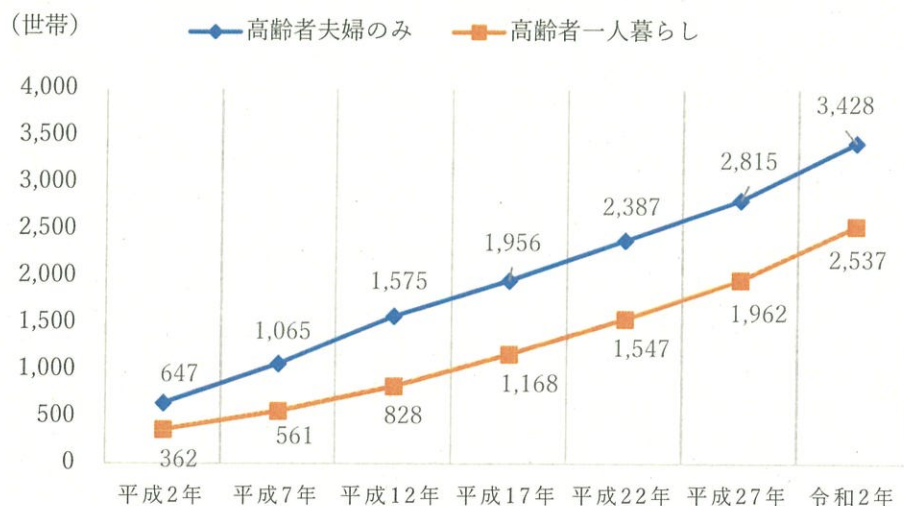
本市の高齢化率は令和5年時点で、28.3%となっています。



(資料：住民基本台帳)

(2) 高齢者のみの世帯の推移

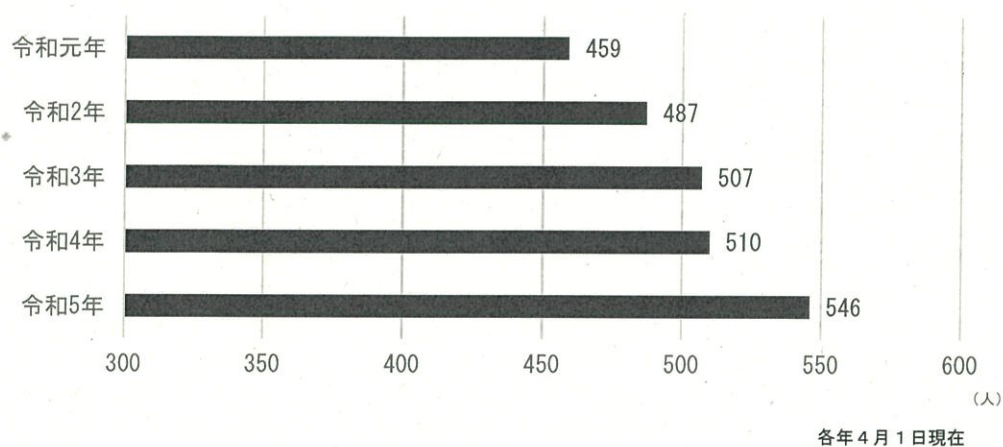
令和2年時点での高齢者一人暮らし世帯は2,537世帯、高齢者夫婦のみの世帯は3,428世帯で年々増加しています。



(資料：国勢調査)

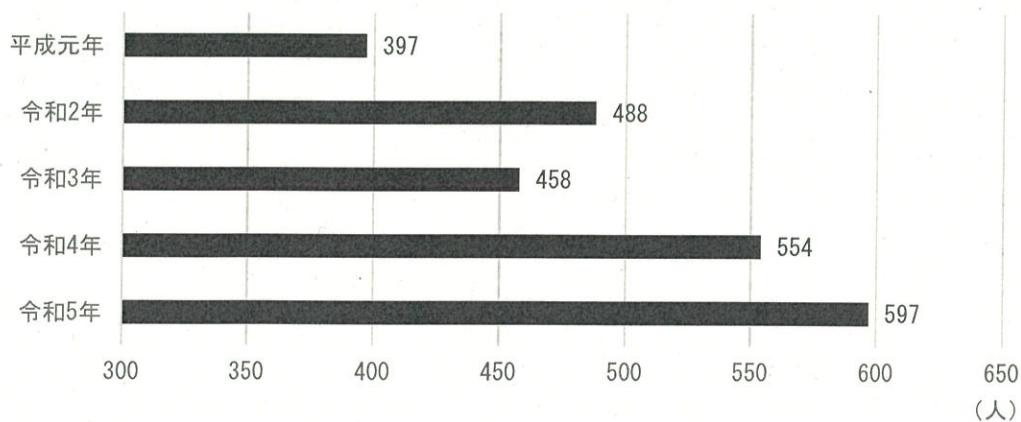
(3) 知的障がい者

令和5年4月1日時点の知的障がい者（療育手帳所持者）数は546人、人口※の0.9%です。その数は増加傾向にあります。（※人口：59,605人）



(4) 精神障がい者

令和5年4月1日時点の精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数は597人、人口※の1.0%となっています。（※人口：59,605人）



3. 成年後見制度に関する取組状況

(1) 成年後見制度（法定後見・任意後見）の利用者数

令和4年9月30日時点での本市の制度利用者数は、109人です。

【類型別内訳】

(人)

後見	保佐	補助	任意	合計
89	14	4	2	109

【年代別内訳】

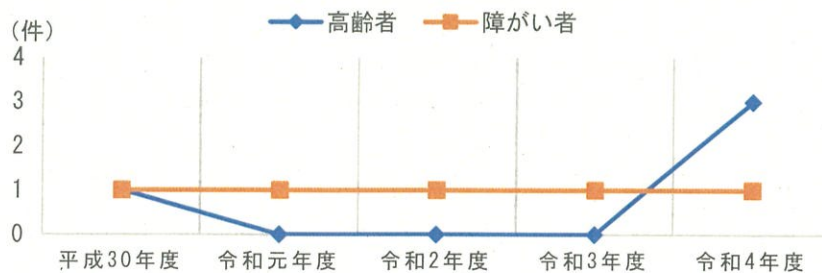
20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100代	合計
3	5	6	12	15	20	29	11	1	109

(出典：市町村別制度利用者（福岡家裁管内）R4.9.30現在)

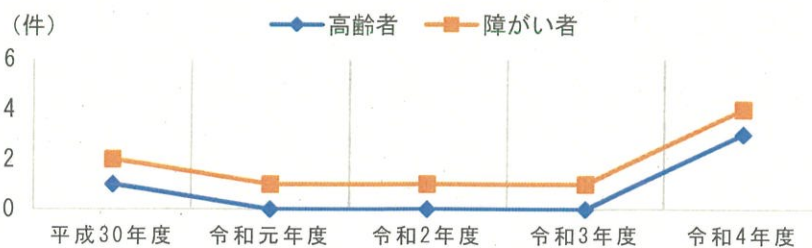
(2) 成年後見制度利用支援事業の実施状況 (市長申立て・後見報酬補助件数)

本市では、「成年後見制度利用支援事業助成」として成年後見制度を必要とする方に対して後見報酬の補助等の支援を行っています。

①市長申立て件数



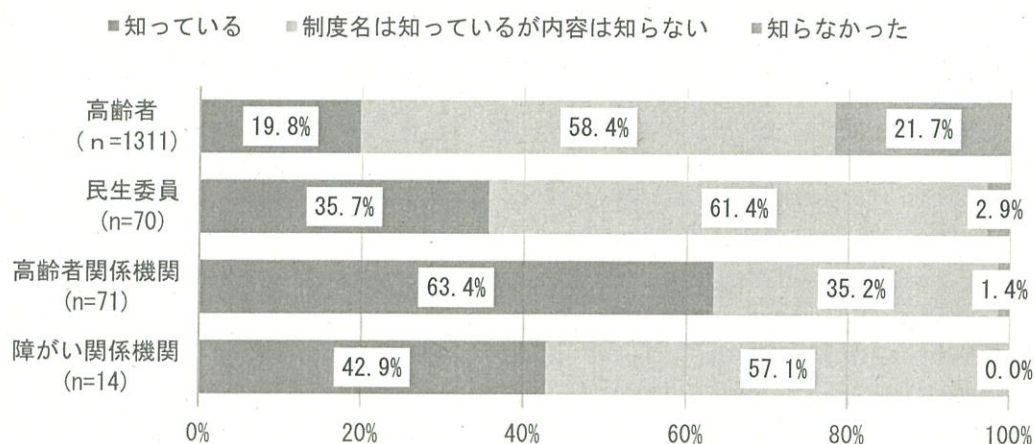
②後見報酬補助件数



(3) 成年後見制度に関する意識調査結果

①成年後見制度の認知度

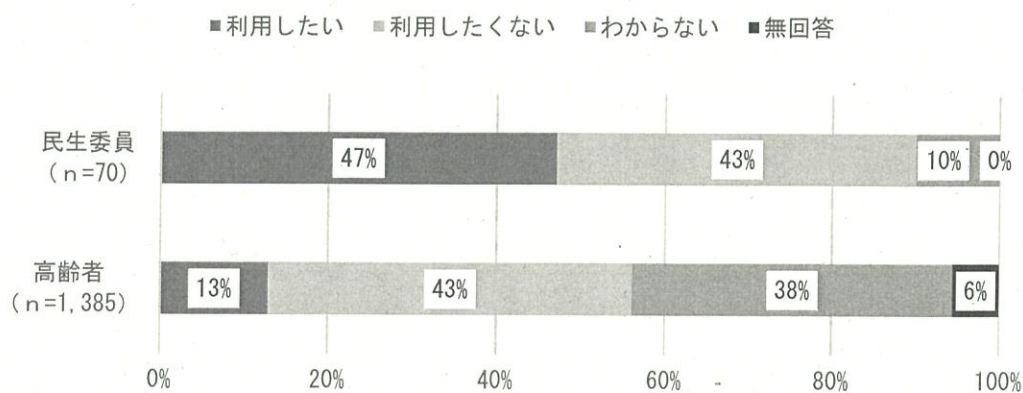
高齢者・民生委員・高齢者関係機関・障がい者関係機関に行ったアンケートでは、成年後見制度について、「よく知っている」と回答したのは、高齢者関係機関63.4%、障がい者関係機関42.9%と約半数ですが、高齢者は19.8%となっています。



②自身の判断能力が不十分となった場合の、制度の利用意向（民生委員・高齢者）

自身の判断能力が不十分となった場合に、「制度を利用したい」という人は、民生委員の47%、高齢者の13%でした。

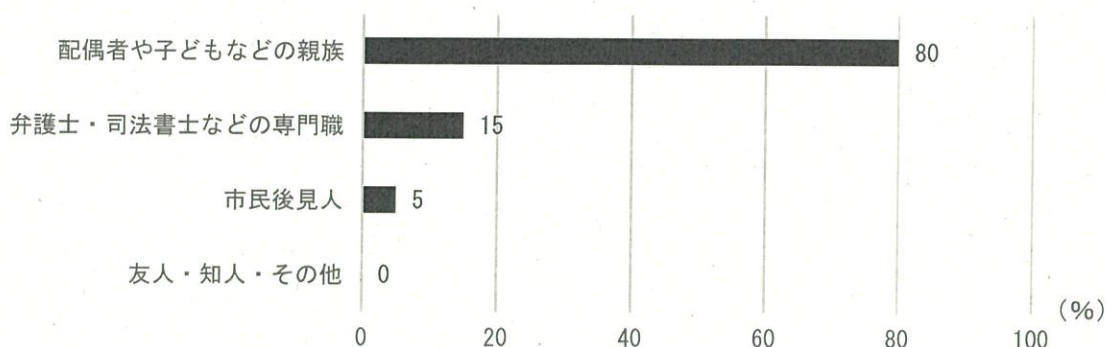
現在、高齢者の制度についての認知度が19.8%と低いことから、広く周知することで制度への理解を深め、利用促進に繋がるものと考えられます。



③成年後見人受任者についての意向（民生委員）

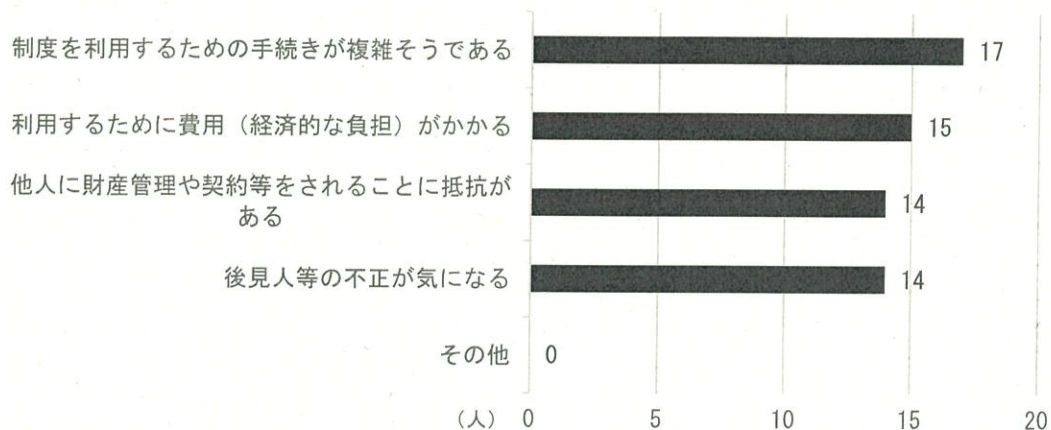
成年後見制度を利用する場合に、後見人になってほしい人は、「配偶者や子どもなどの親族」が80%と、親族による後見を求める声が多くなっています。

（複数回答可にて40回答）



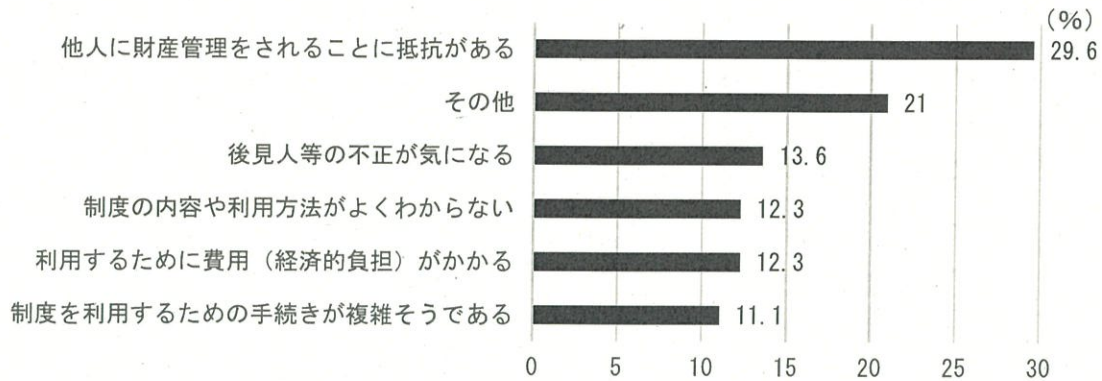
④成年後見制度を利用する場合、不安なことや気になることがありますか。（複数回答可にて60回答）（民生委員）

最も多かった回答は、「制度を利用するための手続きが複雑そうである」であり、17人で全体の28%でしたが、回答4項目が同程度の割合でした。



⑤「制度を利用したいと思わない」又は「わからない」と回答した人の理由
 (複数回答可にて81回答)(民生委員)

最も多かった意見は、「他人に財産管理をされることに抵抗がある」であり、全体の29.6%でした。二番目に多い「その他」の内容については、次の項目に記載します。

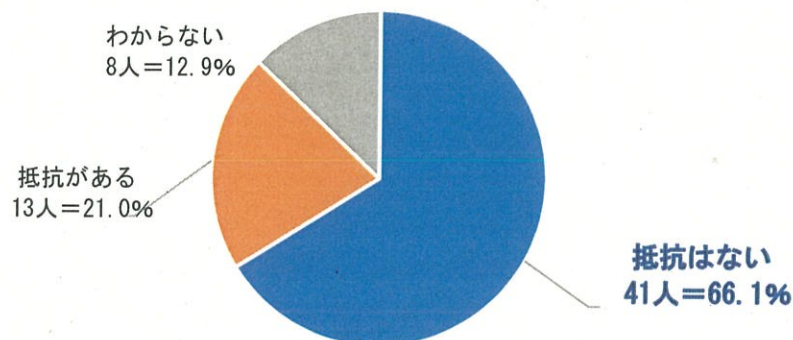


⑥「その他」と回答した人の内容(理由)

・ 財産もなく、子どももいるため
・ 家族に委ねたいため
・ 子供がいるため
・ 自由に使いたい時に使えないため

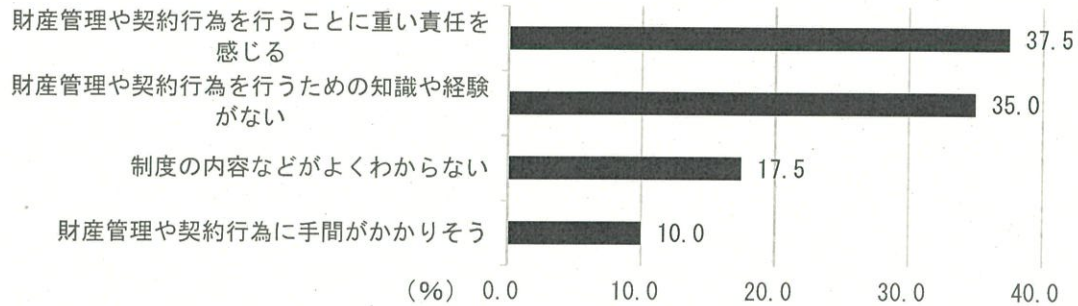
⑦親族の判断能力が不十分となった場合、親族の後見人等となり財産管理や契約行為の支援をすることに抵抗はありますか。(62回答)

支援することに「抵抗はない」と回答したのは、41人で全体の66.1%でした。



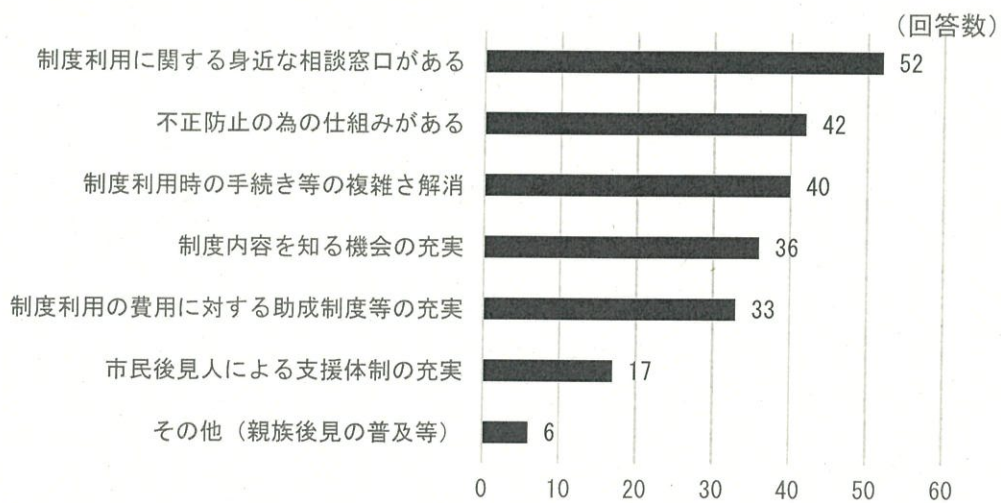
⑧上記回答にて、「支援することに抵抗がある」又は「わからない」と答えた人の理由（複数回答可にて40回答）

一番多かったのは「財産管理や契約行為を行うことに重い責任を感じる」という理由で、37.5%でした。また、「財産管理や契約行為を行うための知識や経験がない」という理由も35%で、同程度の割合となっています。



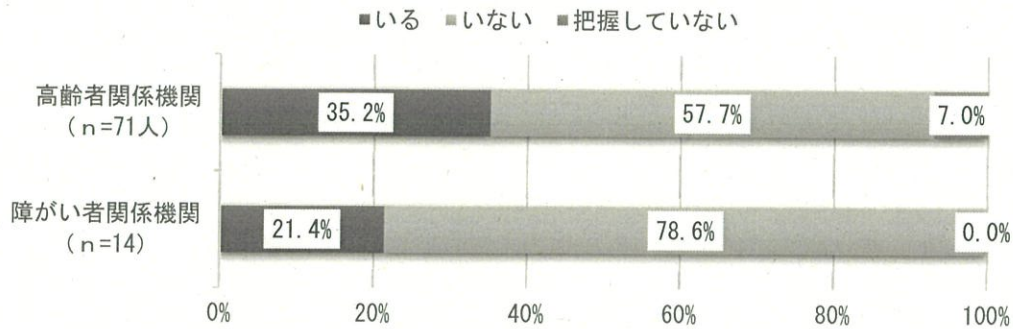
⑨成年後見制度が利用しやすいものとなるためには、どのようなことが重要であると思いますか。（複数回答可にて226回答）

「制度利用に関して身近な相談窓口がある」ことが重要である、という回答が最も多く、52回答で全体の23%でした。



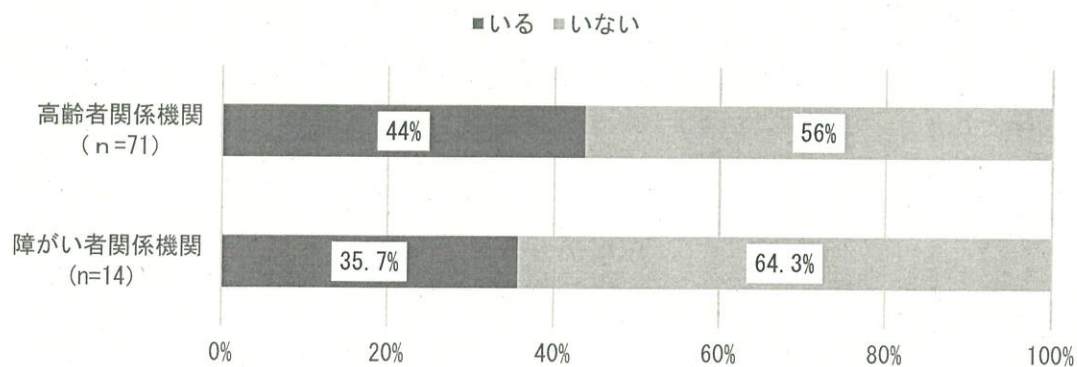
⑩事業所（施設）の利用者で、現在、成年後見制度を利用している方はいますか？

事業所の利用者のうち、高齢者関係機関で「利用している」と回答したのは25人、全体の35%です。障がい者関係機関は3人、全体の21.4%です。



⑪事業所（施設）の利用者で、将来的に成年後見制度の利用が必要と思われる方はいますか？

事業所での判断では、「必要と思われる」と回答したのは31件、全体の35%です。「利用していない」「把握していない」と回答したのが46件、全体の65%です。



4. 現状から見た本市の課題

- ・ 制度を知らない人が多く、制度や相談窓口の周知が必要
- ・ 制度を必要とする人は増加し続ける中、後見活動を行う専門職への支援が必要
- ・ 支援を必要とする人を発見し、利用につなぐための体制（ネットワーク等）が必要
- ・ 地域で本人の望む暮らしができるように、後見人や支援者が協力できる体制が必要